

令和7年第1回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和7年1月28日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年第1回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和7年1月28日（火） 午後3時00分から午後3時15分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和7年第1回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和7年第1回朝霞市農業委員会総会

令和7年1月28日（火）

午後3時00分から

午後3時15分まで

朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

15番 燕木 勝美 委員 16番 高野 政江 委員

3 提出議案

議案第1号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

議案第2号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

4 諸報告

(1) 報告第1号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（18人）

会	長	高橋 隆
委	員	橋本 広明
委	員	栗原 昌章
委	員	高野 正芳
委	員	渋谷 昇
委	員	金子 靖彦
委	員	渡邊 忠
委	員	高麗 俊一
委	員	高橋 秀明
委	員	千田 理恵子
委	員	野島 一
委	員	須田 哲也
委	員	蕪木 勝美
委	員	高野 政江
委	員	浅川 秀雄
委	員	秋山 磨弥
委	員	小寺 昌
委	員	高橋 吉久

欠席委員（2人）

委	員	富岡 勇一
委	員	石原 実

事務局

事	務	局	局	長	大瀧 一彦
事	務	局	局	次 長	佐藤 たかみ
事	務	局	主	任	根古谷 哲

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・大瀧事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和7年第1回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

遅くなりましたが、皆様明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりました。任期も2か月少しくなりましたが引き続きよろしくお願いいたします。

本日は総会終了後、午後6時から北朝霞の方で新春懇親会が予定されておりますので、多くの皆様のご出席よろしくお願いいたします。

それでは、本日も提出議案が2議案ございますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中18名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

15番 蕪木 勝美委員と16番 高野 政江委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。議案第1号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

令和7年1月28日提出

番号1

土地の所在地 大字上内間木字■■■■■■■■■

登記地目 畑、現況地目 畑、登記面積 740平方メートル

申請人 朝霞市■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■

転用目的、貸駐車場及び貸残土置場

農地区分、2種

調査説明委員、野島 一委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第1号につきまして、野島 一委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○野島委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は1月22日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第2種農地にあたると判断いたします。

工事計画は、許可日から2か月で行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、申請者が日中は農業以外の仕事をしており、片手間で農地の管理をするのが難しくなってきたことから経営規模の縮小を考えていたところ、申請地の隣地を駐車場及び残土堆積場として使用している事業者から、申請地を借りて一体利用したいとの申し入れがあったため、今回の許可申請に至ったとのことです。

農地法第4条第6項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第

2種農地の許可条件である代替性の検討については、大型車両を駐車することから安全面や必要面積の確保といった点で市街化区域では見つけられず、第3種農地でも見つけることができず、申請地を借りたいとの要望があったものであり、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、申請地を、申請地の周辺に農地はなく、その上で土留め用安全鋼板を設置するなどの対策をすることであるため、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。まず、内間木公民館を出発して県道に向かい、内間木公民館前交差点を左折します。その後、330メートル程進んで新盛橋東交差点を過ぎると左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第1号につきまして、何かご質問がございますか。

高橋 吉久委員。

○高橋 吉久委員

この申請地ですが、ちょうど外環の用地の止まっている先になりますが、その点はどうかのでしょうか。

○根古谷主任

事務局でその点は確認いたしました。バイパスの延伸部分には該当しておらず支障はないとのことで、今回申請が出されたということになります。

○高橋 吉久委員

もう1点、朝霞市の場合、根岸耕地の場合にはこういうものは置けない状況にはなっています。それで内間木が今後外環、254が通った場合に、こういうものが実際にあって、これから先、両側が栄える場合に支障をきたさないのかと、その辺のことも考えておく必要があるかなと思ったのですが。

○根古谷主任

おっしゃるとおり、今後栄えていくことは想定されます。その際支障になってくるかということは、なくはないかと思いますが、現状ですと、その辺りを規制するような計画がないということで、体裁を整えて申請された場合には許可せざるを得ないものと考えております。

○高橋会長

ほかにご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第1号につきましては、許可相当と決しました。次に、議案第2号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは4ページをご覧ください。

議案第2号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

令和7年1月28日提出

るかどうかですが、今回の申請地は適当であると判断いたします。

次に、周辺の農地利用に与える影響、利用者の数等を勘案し、規模が適当なものかどうかですが、こちらについても適当であると判断いたします。

次に、募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであるかどうかですが、募集は現地募集案内による一般公募を行い、先着順で受付けすることであり、適当であると判断いたします。

次に、市民農園の貸付けの適正かつ円滑な実施が確保されるかどうかですが、貸付条件は規程に定められており、農園には必要な指導を行う管理人も配置することから、こちらについても適当であると判断いたします。

申請地の位置ですが、5ページをご覧ください。宮戸橋付近にある新河岸川右岸側の道を上流に向かって250メートル程進んで左折し、160メートル程先にあるY字路を右に進みます。約40メートル進むと斜め右に入る道があり、右に進みます。80メートル程進むと右に入れる農道があり、そこを右折して約20メートル進むと、左に入れる畔道があり、そこを左折して20メートル程進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第2号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないということですので、議案第2号につきましては、承認することに決しました。

次に、諸報告を行います。報告第1号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、2月25日（火）午後3時からです。場所は、市民会館ゆめぱれす会議室（梅）となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第1回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

15番 蕪木 勝美 委員

16番 高野 政江 委員

令和7年2月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員